

お知らせ

滋賀県公共測量作業規程の変更について

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 34 条の規定に基づき、作業規程の準則（昭和 26 年建設省告示第 800 号）の全部が改正されたのを受け、[滋賀県公共測量作業規程](#)についてもこれに準拠して変更することとし、平成 21 年 6 月 1 日付け国国地第 108 号で測量法第 33 条第 1 項の規定に基づく国土交通大臣の変更承認を受けましたのでお知らせします。

変更後の滋賀県公共測量作業規程については、次ページのとおり「作業規程の準則（平成 20 年国土交通省告示第 413 号）」を一部読み替えて準用することとしました。

なお、「作業規程の準則（平成 20 年国土交通省告示第 413 号）」の内容は、[国土地理院のホームページ](#)より入手できます。

[作業規程の準則（国土交通省）](#)

滋賀県公共測量作業規程

(平成21年6月1日付け国国地第108号にて承認)

滋賀県公共測量作業規程は、作業規程の準則(平成20年国土交通省告示413号)を準用する。

この場合において、準則の第1条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、「第34条」とあるのは「第33条第1項」と、同条第2項中「準則」とあるのは「規程」と読み替え、「規程は、」の下に「滋賀県が行う」を加える。

第2条中「公共測量」とあるのは「この規程を適用して行う測量」と、第3条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、第5条第3項第二号中「準則」とあるのは「規程」と、第7条中「準則」とあるのは「規程」と、第8条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、第17条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、同条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「平成20年4月1日」とあるのは「承認日」と、それぞれ読み替えるものとする。